

(5) 「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」の検討方向

- 1 地方公共団体等から「全国都市再生のための緊急措置」で寄せられた多数の提案によって、解決すべき点が明らかとなった共通の制度的課題（駅等の交通結節点関係、道路等の公共空間利用等）については、既に、関係省庁に制度検討等を依頼済み。成果のたものから具体的に推進する。
- 2 さらに、当該提案に基づき、当面、以下のテーマに集約して、関係省庁と連携しつつ、内閣官房が中心となって、同様の課題をもつ地方公共団体等からなる協議会などの検討体制を構築する。
これを通じて、個別の提案を具体的に推進するとともに、共通する制度的課題を抽出した上でその解決を図る。

安全で安心なまちづくり

・防犯まちづくり

（公園、学校周辺等の日常生活の防犯対策等）

・防災まちづくり

（密集市街地、都市水害、震災時の帰宅困難者対策等）

歴史文化を活かした美しいまちづくり

・歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり

（犬山市、京都市等の建物更新、周辺整備等）

- ・ 通りの情緒を活かしたまちづくり
(東京都月島西仲通商店街周辺等の建物更新等)

誰もが能力を発揮できるまちづくり

- ・ 交通結節点整備
(自由通路、駅前広場、連続立体交差事業と周辺再開発の円滑な事業実施等)
- ・ 高齢者の安心まちづくり
(高齢者の住宅資産の活用、住み替え支援の総合的相談体制等)

環境まちづくり

- ・ ヒートアイランド対策
(都市再生緊急整備地域をモデルとした緑化・蓄熱軽減等)
- ・ 環境共生まちづくり
(水・資源の循環、エネルギーの有効利用等)

その他

- ・ 都市観光の推進
(稚内市・石垣市等における海に開かれた交流拠点の形成等)
- ・ 市町村合併を契機とした新たな拠点形成
(静岡市等における新都市拠点の形成等)
(注) テーマごとの対象都市や検討内容は今後、変更がありうるもの